

●貸倒引当金残高、期中増減額

(単位：百万円)

	2020年度中間期					2021年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	8,874	9,521	-	※8,874	9,521	10,981	13,858	-	※10,981	13,858
個別貸倒引当金	10,501	10,140	707	※9,794	10,140	15,043	12,335	2,705	※12,338	12,335
うち非居住者向け債権分	213	206	-	※213	206	214	215	-	※214	215
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	19,375	19,661	707	※18,668	19,661	26,024	26,193	2,705	※23,319	26,193

(注) ※は洗替による取崩額であります。

●貸出金償却額

(単位：百万円)

	2020年度中間期	2021年度中間期
貸出金償却額	0	0

リスク管理債権

●リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	連結		単体	
	2020年9月30日	2021年9月30日	2020年9月30日	2021年9月30日
破綻先債権	4,077	3,254	3,897	3,107
延滞債権	61,689	76,526	61,017	76,037
3か月以上延滞債権	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	7,618	6,863	7,618	6,862
合 計	73,385	86,644	72,532	86,007

(注) 1. リスク管理債権残高は、担保及び貸倒引当金を控除する前の金額であります。

2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

金融再生法に基づく開示債権

●金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

	2020年9月30日	2021年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,055	6,057
危険債権	58,071	73,307
要管理債権	7,618	6,862
正常債権	6,008,038	6,019,306

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始・更生手続開始・再生手続開始の申立て等により経営破綻となった債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権とは、債務者の財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本及び利息の受け取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権とは、元金又は利息の支払いが3か月以上延滞している債権及び、債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を図ることを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行っている債権であります。

4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であります。